

川崎市労働問題懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市労働問題懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、川崎市における雇用労働事業の推進に関し、次にあげる事項について、懇談会の委員等の意見を求める。

- (1) 労働問題全般
- (2) 雇用失業状況
- (3) その他雇用労働事業の推進に関する事項

(構成)

第3条 懇談会の委員は次にあげる者に就任を依頼する。

- (1) 関係団体（労働団体、労働福祉団体、雇用主団体、福祉団体等）
- 2 懇談会の開催にあたり市長が必要と認める場合は、関係行政機関等に懇談会への出席を依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 懇談会は、市長が招集し、毎年2回以上開くものとする。

(会議進行)

第6条 懇談会の進行は、経済労働局労働雇用部で行う。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、経済労働局労働雇用部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営について必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。